

てあしくちびょう

# 京都府において手足口病が警報レベルを超過

## 一手足口病の流行状況について

令和元年6月20日  
健康福祉部健康対策課  
(075-414-4735)

本年24週(6月10日～6月16日)の感染症発生動向調査により、手足口病(5類感染症)について、京都府全域での報告数が、国が定める警報レベルを超過しました。

今後、更に流行の拡大が予想されますので、府民の皆様に対して注意喚起をお願いします。

### 1 手足口病とは

初夏から初秋にかけて、乳幼児を中心に流行するウイルス感染症です。

- 【症状】 口の中、手のひら、足の裏などに2～3mmの水疱性の発疹、軽い発熱、まれに重症化  
【潜伏期間】 3～5日  
【感染経路】 咳、くしゃみのしぶき、便に含まれるウイルスが口や手を介して感染

### 2 発生状況

京都府全域で、定点当たり報告数が、第24週に6.30になり、警報レベル(5)を超過

- ・京都市内 7.21 (第24週から警報レベル)
- ・乙訓管内 5.25 (第24週から警報レベル)
- ・南丹管内 10.60 (第24週から警報レベル)
- ・中丹西管内 6.00 (第24週から警報レベル)
- ・中丹東管内 7.40 (第23週から警報レベル)



\* 定点当たり数値：1週間の1定点医療機関当たり患者報告数  
(京都府の小児科定点医療機関は77箇所)

\* 警報の基準：1定点当たり患者報告数が5以上になったとき。

\* 終息の基準：1定点当たり患者報告数が2未満になったとき。

		18週	19週	20週	21週	22週	23週	24週
年度	区分	4/29～5/5	5/6～5/12	5/13～5/19	5/20～5/26	5/27～6/2	6/3～6/9	6/10～6/16
令和元年度	京都府	0.04	0.23	0.64	1.08	2.05	3.08	<b>6.30</b>
	全国	0.34	0.41	0.96	1.54	1.95	2.79	未確定
平成30年度	京都府	0.05	0.04	0.21	0.31	0.29	0.57	0.58
	全国	0.29	0.43	0.76	0.79	0.96	1.11	1.23
平成29年度	京都府	1.42	1.47	2.43	2.50	3.80	3.76	4.25
	全国	0.44	0.52	0.86	0.97	1.34	1.59	2.07

### 3 予防対策について

- 手洗いをしっかりとしましょう。流水とせっけんで十分洗い、タオルの共用は止めましょう。患者だけではなく、回復者も十分に行いましょう。
- おむつの交換時等、乳幼児の排泄物を適切に処理し、処理後は手洗いをしっかりとしましょう。



## 4 治療について

手足口病に特効薬はなく、特別な治療方法也没有。基本的には軽い症状の病気ですから、経過観察を含め、症状に応じて治療します。

しかし、まれに髄膜炎や脳炎など中枢神経系の合併症などが起こる場合がありますから、経過観察をしっかりと行い、高熱が出る、発熱が2日以上続く、嘔吐する、頭を痛がる、視線が合わない、呼びかけに答えない、呼吸が速くて息苦しそう、水分が取れずにおしっこがでない、ぐったりとしているなどの症状がみられた場合は、すぐに医療機関を受診してください。

## 5 電話相談窓口について

### 【京都府健康対策課】

平日、8時30分から17時15分

電話番号：075-414-4726

FAX 番号：075-431-3970

### 【京都府保健所】

平日、8時30分から17時15分

乙訓保健所・・・075-933-1153

山城北保健所・・・0774-21-2911

山城南保健所・・・0774-72-0981

南丹保健所・・・0771-62-2979

中丹西保健所・・・0773-22-6381

中丹東保健所・・・0773-75-0806

丹後保健所・・・0772-62-4312

## 6 参考

京都府における手足口病定点あたり患者数の推移(令和元年24週時点)

